

道路反射鏡（カーブミラー）の設置基準

令和5年10月
長泉町地域防災課

1. はじめに

本基準は、長泉町がカーブミラーを設置する場合に適用します。

カーブミラーは、建物や壁等が原因で見通しの悪い交差点や曲線部において、自動車の直接目視確認が困難な場合に車両等の衝突防止を目的として設置するものです。

遠近感が分かりにくい等のデメリットに加え、ミラーのみを注視することによる歩行者や自転車の巻き込み事故の危険性について警察からの指摘もあることから、設置については慎重に判断しています。

2. カーブミラーの特性について

カーブミラーは、建物や壁等により見通しの悪い交差点や曲線部において、原則、自動車同士の直接目視確認が困難な場合に、事故防止を目的として設置するものです。カーブミラーを設置すると次のようなメリット、デメリットがあります。

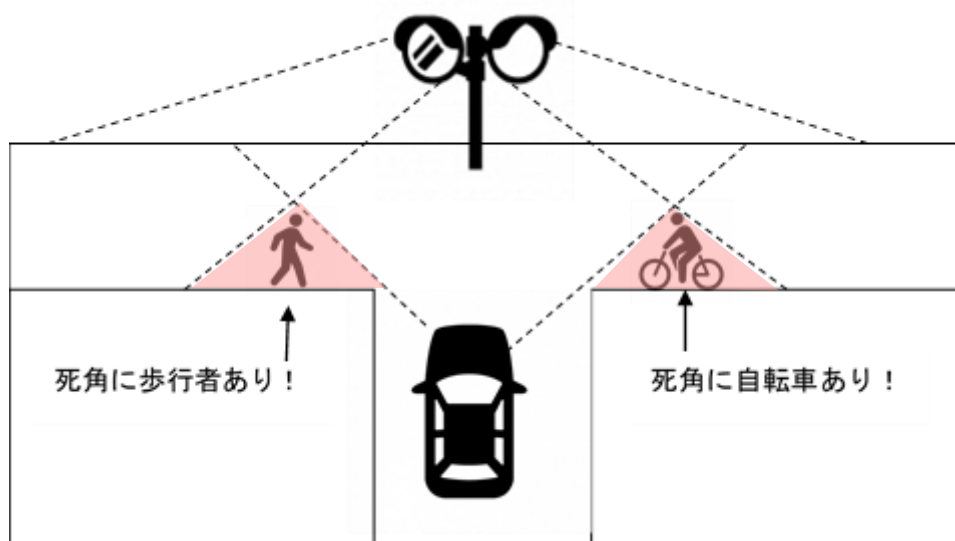
【メリット】

- ①運転手が直接目視できず、見通しの悪い交差点または曲線部においては、道路構造の改良が理想的だが、カーブミラーの設置は工事費を抑えられることから、早期の安全対策に繋がる。
- ②カーブミラーが設置されていることにより、運転手が直接目視できず、見通しの悪い危険な交差点であると認識できる。

【デメリット】

- ①図1のとおり、カーブミラーは運転手の目線に設置される設備であり、見えない部分（死角）が必ず生じるため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ②接近する車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。
- ③カーブミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感がつかみづらい。
- ④カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え、混乱を招きやすい。

図1



カーブミラーだけを注視することにより、本来実施すべき一時停止や徐行をせずに交差点に進入することで、事故が発生するリスクが高くなることや、カーブミラーの設置が交通事故の誘発、交通ルール無視を助長してしまうケースが増えています。これらの危険性があることから、設置については慎重に判断しています。

※カーブミラーはあくまで安全確認の「補助施設」であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則です。

3. カーブミラーの設置基準について ※別紙「交差点等における一般的な設置の判断基準」参照

(1) 歩道部でのカーブミラー設置について

歩道や自転車道、自転車歩行者道を含む交差点については、事故の多発等により特に危険と認められ、設置場所等の条件が適合する場合には、カーブミラーや路面標示等の設置をします。

(2) カーブミラーを設置しないと判断する場合

原則、歩行者等の安全を最優先としており、直接目視が困難な場合でも通学路や高齢者施設等が付近にある道路には、設置による歩行者等への危険性を重視し、設置を見送る場合があります。

なお、設置しないと判断した場合、運転者への注意を促す代替案として、交差点マークや白線等の路面標示を提案する場合があります。路面標示等を設置することにより、運転者に対して危険な箇所であると、視覚的に認識させ、慎重な運転に繋げることが事故を減らす上で重要と考えています。

また、以下のア～ウの場合においてはカーブミラーを設置することはできません。

- ア 道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できない場合
- イ 民地に設置する場合において地権者の無償使用が認められない場合
- ウ 下記の箇所については、利用者や受益者が限定されるため設置しません。なお、歩道や路側帯を横切る場合は、一時停止義務があります。(道路交通法第17条第2項)
 - ①私道と町道の交差点及び私道内 (図2)
 - ②個人宅や事業所、施設等からの出入口 (図3)

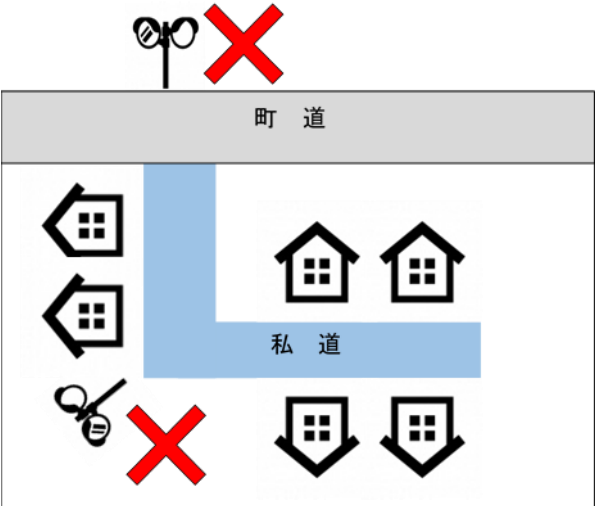


図2



図3

4. 私有地の形状変更に伴う、公道上に設置されたカーブミラーの移設等について

土地利用事業等による私有地内の形状変更（出入口等の変更）に伴い、公道上に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合には、原因者負担工事での対応となります。自己都合による公共物の形状変更等については、管理者の判断のもと、原因者負担工事での対応となっています。

5. カーブミラーの撤去について

既存のカーブミラーについては、下記の理由により撤去する場合があります。

- (1) 私有地に無償使用で設置されているカーブミラーが、地権者の都合により継続が困難となった場合。
- (2) 既にカーブミラーが設置されている交差点で、一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合には、裾野警察署と協議し、撤去する場合があります。（図4）

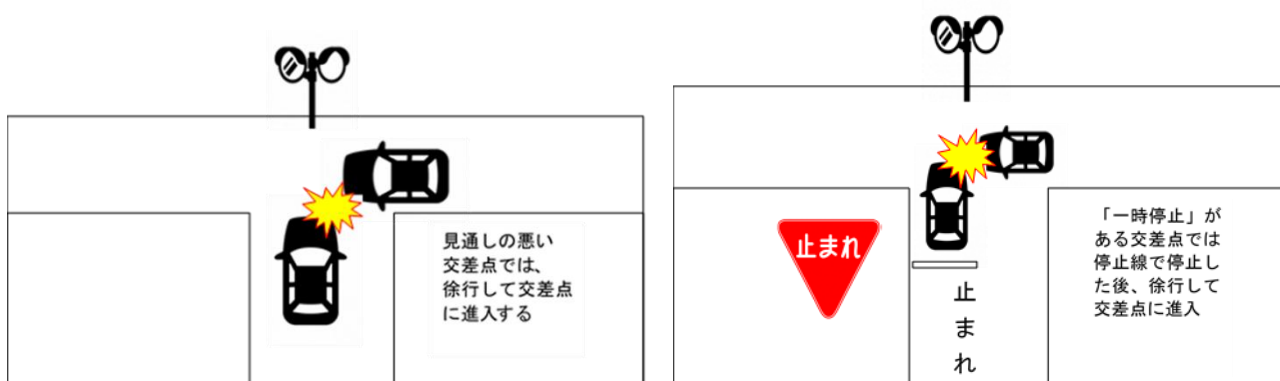


図4

6. カーブミラーの設置要望について

カーブミラーの設置は、メリットがある一方、デメリットもあることから地域の総意が必要と考えています。基本的にはお住まいの区を通じて長泉町（地域防災課）へ要望して頂くようお願いいたします。各区におかれましては、カーブミラーを設置することにより発生する危険性（交通事故を誘発する、交通ルール無視を助長する）に十分御留意頂きますようお願いいたします。

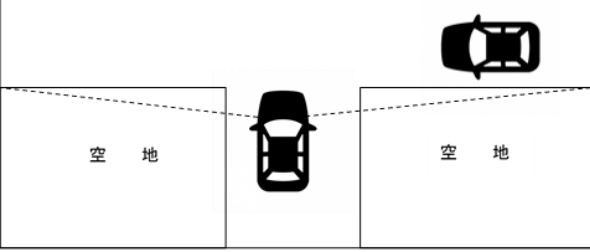
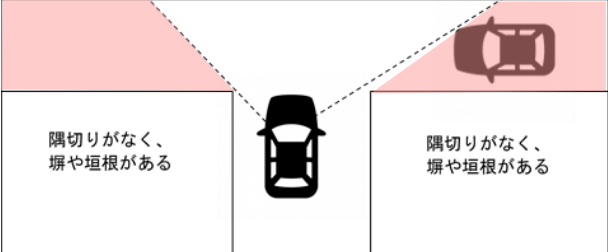
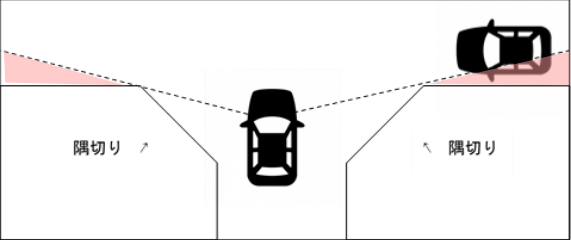
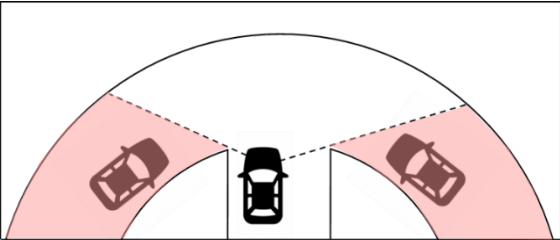
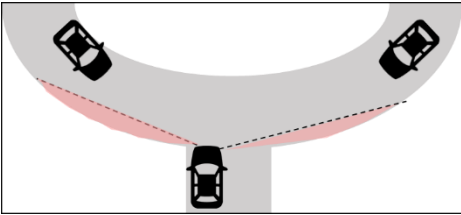
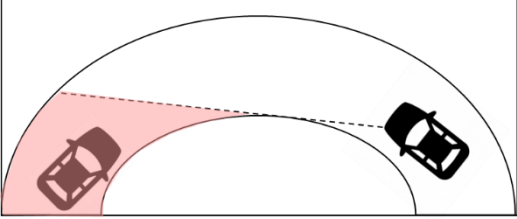
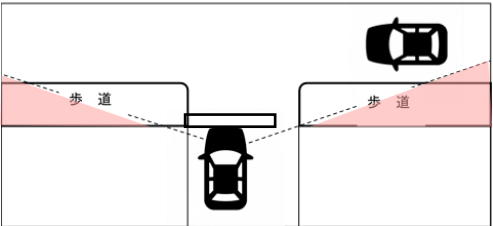
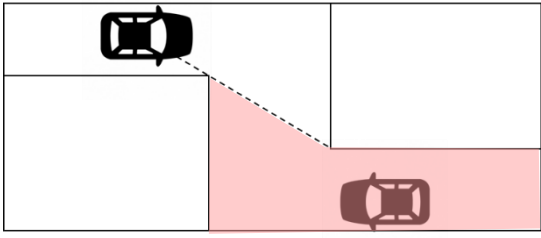
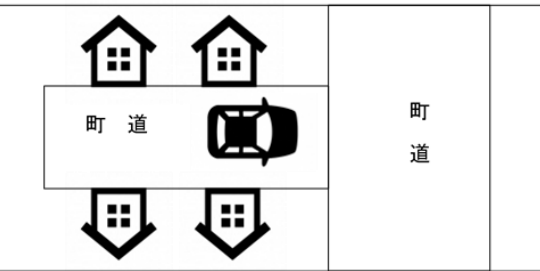
※事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。

7. カーブミラーの設置後について

設置したカーブミラーが、車両接触等の原因で見にくくなった場合は、長泉町（地域防災課）へご連絡ください。角度調整等の対応を行い改善します。

※車両の接触等により傷ついたり、破損したカーブミラーの中で、角度調整等により必要な視認性を確保できると判断した場合は、継続して使用します。また、接触等による破損が多発した場合、道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できていないと判断したときは撤去を検討します。

また、区の要望により設置したカーブミラーにおいて、民地の樹木等が繁茂し、ミラーに写り込んだり覆いかぶさってしまった場合は、各区を通じて土地所有者に樹木の剪定等依頼するようお願いいたします。

<p>✕ 設置しないと判断する場合 (法令に定められた通行を行えば危険が除去できる)</p>	<p>○ 設置を検討する場合</p>
<p>①空地等の土地利用形態により、見通しが確保できている場合。</p> 	<p>①道路幅員が狭く、民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合。</p> 
<p>②隅切りがあり、見通しが確保されている場合。</p> 	<p>②内へカーブしており、見通しが確保できない場合。</p> 
<p>③外へカーブしており、見通しが確保されている場合。</p> 	<p>③急カーブで、見通しが確保できない場合。</p> 
<p>④歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合。</p> 	<p>④屈折部で、見通しが確保できない場合。</p> 
<p>⑤行止まり道路等の袋状道路で利用者が限定される場合。</p> 	

※設置可否については、原則、地域防災課長及び生活安全相談員又は交通事故相談員立会いのもと現地を調査し判断します。